

裁 決 書

審査請求人 [redacted] 様
[redacted] 歳

上記代理人
[redacted]
[redacted]

弁護士 [redacted] 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年10月25日付けをもって提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

[redacted]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成25年7月23日付け及び同年8月28日付けで請求人に対して行った生活保護変更決定処分を取り消す。

不服の要旨

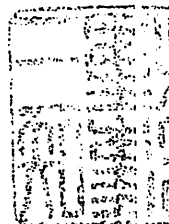
1 審査請求の趣旨

処分庁が平成25年7月23日付け及び同年8月28日付けで請求人に対して行った生活保護変更決定処分（以下、平成25年7月23日付けの生活保護変更決定処分を「第1処分」、同年8月28日付けの生活保護変更決定処分を「第2処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

請求人世帯と請求人の長男（以下「長男」という。）を同一世帯として認定することは、法の定める世帯の定義並びにその認定に関する各通知の解釈及び適用を誤っているほか、法の趣旨に違反するものであるから、第1処分及び第2処分は取り消されなければならない。

裁決の理由



1. 認定した事実

本件については、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、処分庁に対し、平成25年3月18日付け保護変更申請書により、長男の転出とそれに伴う世帯員減に係る保護の変更申請を行った。
- (2) 長男が、遅くとも第1処分の適用日である平成25年7月1日には、すでに請求人の居宅から転居し、請求人の兄宅の1室を間借りして生活していることについては争いがない。
- (3) 処分庁は、長男を請求人世帯の世帯員であるとして、第1処分及び第2処分を行った。

2 判断

- (1) 法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定し、世帯単位で保護を行う原則を定めている。

この世帯の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第1において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とされ、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第1-1において、居住を一にしていなくても、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、(1) 出かせぎしている場合、(2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合、(3) 夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合、(4) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合、(5) 病気治療のため病院等に入院又は入所している場合、(6) 職業能力開発校等に入所している場合、(7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合であると規定している。

- (2) 本件について、長男が請求人宅から転居していることは、前記1(2)のとおり争いはない。

処分庁は、長男の転居等の生活状況について、居住を一にしていないが請求人世帯と同一世帯に属するものと認定している。その理由として、処分庁は、(ア) 請求人宅と転居先では勤務先への通勤距離が請求人宅からの方が短いこと、(イ)

請求人夫婦と長男が扶養義務のある親子であるにも関わらず、請求人に対し扶養義務のある兄宅での居候状態にあることを挙げている。

しかし、(ア) 及び (イ) を考慮しても、局長通知第1-1に定める居住を一にしていないが同一世帯と認定する場合に該当するとまではいえない。以上より、請求人世帯と長男を同一世帯と認定して行われた第1処分及び第2処分は取り消すべき違法がある。

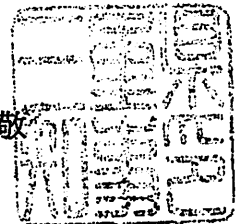
- (3) なお、請求人は、処分庁により請求人に対して行われた平成25年9月24日付け生活保護変更決定処分、同年10月29日付け生活保護変更決定処分及び同年11月27日付け生活保護変更決定処分についても本件審査請求の対象とすることを求め、同年12月9日付けで審査請求変更(追加)の申立てを行っているが、審理の迅速化及び効率化をはかるため、これら3件の処分については、本件審査請求の対象には含めないこととした。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき主文のとおり裁決する。

平成26年2月13日

三重県知事 鈴木 英 敬



教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第8条の規定により、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなる。)

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となる。）提起することができる（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。